パスポートの申請に必要な書類の一部が 旅券法改正に伴い変更になります

令和5年3月27日以降に旅券の申請をする方は、 必ず**戸籍謄本(全部事項証明書)**をお持ちください。 (戸籍抄本(個人事項証明書)では受付できません。)

※令和5年3月26日までに申請される場合は、戸籍謄本(全部事項 証明書)または戸籍抄本(個人事項証明書)をお持ちください。

パスポートの申請日	
令和5年3月26日まで	令和5年3月27日以降
戸籍謄本(全部事項証明書) または 戸籍抄本(個人事項証明書)	戸籍謄本(全部事項証明書) 戸籍抄本(個人事項証明書)は不可

- 戸籍謄本(全部事項証明書)等は、記載内容が最新で 6 か月以内に発行されたものを お持ちください。※コピーは不可
- 戸籍謄本(全部事項証明書)等が2枚以上になっている場合は、切り離さずそのままお持ちください。申請者ご本人分だけ切り離したものは無効となり、受付できませんのでご注意願います。
- ●その他、申請に必要な書類や注意事項等については、旅券(パスポート)の申請案内または大阪府パスポートセンターのホームページをご確認いただくか、各市町村・大阪府の旅券受付窓口へお問い合わせください。

発行元

大阪府パスポートセンター

所在地:大阪市中央区大手前3-1-43

電話:06(6944)6626

